

税務課からのお知らせ 問合せ●小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4124・4125

●償却資産を所有している人は申告が必要です

■平成31年度償却資産(固定資産税)申告書の提出について

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税されます。

平成31年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人は申告が必要です。期限までに申告書のご提出をお願いします。

なお、新たに事業を開始した人など、申告用紙が必要な人は、税務課までご連絡ください。

申告期限●1月31日(木)

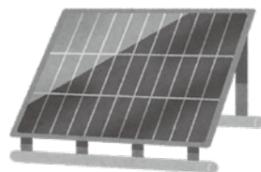
提出場所●小鹿野庁舎・税務課

償却資産とは・・・

製造や小売、農業などの事業を個人又は会社で営んでいる人が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

■太陽光発電設備を設置した場合の償却資産の申告について

太陽光発電設備を設置した時は、固定資産税の課税の対象となり、償却資産として町への申告が必要な場合があります。



設置者	太陽光発電設備(全量売電)	太陽光発電設備(余剰売電)
個人(住宅用)	家屋などに太陽光発電設備を設置される場合で、全量売電は事業用資産となり、償却資産として申告の対象となります。(※)	余剰売電は事業用資産とはならないため、償却資産としての申告は不要です。
個人(住宅用以外)	個人が家屋以外の場所に太陽光発電設備を設置される場合や、法人が太陽光発電設備を設置される場合は、事業用資産となるため、発電出力量や売電の有無にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。(太陽光発電設備設置に伴う土地の造成費やフェンス工事費等も償却資産の対象となります。)	
法人		

※建材型ソーラーパネルで、屋根材など家屋に一体として設置するものを除く。

税務課では、制度周知と適正申告及び課税のため、文書による照会や実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

●給与支払報告書の提出について(事業者の皆さんへ)

平成30年中に給与・賃金等(専従者給与やパート、アルバイトを含む)を支払った事業者は、金額にかかわらず、平成31年1月31日までに給与支払報告書の総括表及び個人別明細書、普通徴収切替理由書兼仕切書(普通徴収に該当する場合)を提出してください。提出先は、受給者が平成31年1月1日現在に居住している市町村です。



※個人事業主の場合は、総括表に個人番号を記載し、提出の際に個人番号確認・身元確認ができる書類の提示が必要です。なお、郵送の場合は個人番号確認・身元確認書類の写しを同封してください。

●たばこは地元で買しましょう

市町村たばこ税は愛煙家の皆さんが買い求めになられた小売業者(たばこ屋さん)の所在する市区町村の税収となります。

小鹿野町の平成29年度市町村たばこ税の税収は、63,835,071円で小鹿野町の貴重な財源となっています。



「税務課からのお知らせ」次のページへ続く⇒

●所得税の確定申告に必要な『利用者識別番号』の事前取得をお願いします

町では、今年の確定申告期間中に町内の申告会場(日尾・納宮会場は除く)で作成する平成30年分の所得税と復興特別所得税の確定申告書における秩父税務署への提出方法を、これまでの書面提出に代えて原則電子申告(e-Tax)により提出することとしました。

電子申告することで源泉徴収票等の証明書類の添付が省略できるほか、還付申告の場合には従来に比べ早期還付が可能となります。

なお、電子申告では、申告者一人ひとりに割り当てられる「利用者識別番号」が必要となります。町の申告会場でも取得できますが、自宅にインターネット環境がある人は待ち時間短縮のため事前に取得をお願いします。取得し

た番号はお間違えの無いよう印刷等して申告会場へお持ちください。

※昨年税務署で申告された人は、利用者識別番号を既に取得していますので、税務署から送付される申告のお知らせハガキにてご確認ください。

■利用者識別番号取得ページは『e-Tax 利用者識別番号取得』で検索できます。

※スマートフォンは、右のコードから取得できます。



■税務署で事前申請するとスマートフォンで申告できます

平成31年(2019年)1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、個人のスマートフォンでも所得税の確定申告書をID・パスワード方式を利用して電子申告(e-Tax)で送信することができます。

さらに、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、見やすいスマホ専用画面をご利用いただけるようになります。

ID・パスワードをご利用いただくためには、秩父税務署にてID・パスワードの取得が必要となります!

※申告者ご本人の運転免許証などの本人確認書類が必要です。お手続きは、約5分で終了します。

■申告時の医療費控除について

医療費控除は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。「医療費控除の明細書」の用紙は、小鹿野庁舎・税務課で配布のほか、国税庁ホームページからダウンロードもできます。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保管する必要があります。

※平成31年分までは、これまで通り領収書の添付又は提示によることもできます。

問合せ●秩父税務署 ☎22-4433
(自動音声案内の2番)

「子育て包括支援室」情報

産後ママのストレッチ教室

日時●1月30日(水)10:00~11:30

場所●子育て支援センター

対象●生後6カ月までの子どもがいる母親

内容●肩こり解消ストレッチ、腰のゆがみ引き締め体操の実践、個別相談等

講師●なごみ整体院 あん摩・マッサージ・指圧師

助産師による「ほっと ハグくむ... ママサロン」

日時●毎週水・金曜日

10:00~12:00 13:00~15:00

※祝日年末年始は除く

場所●横瀬児童館 ※来所順で行います。

対象●妊婦、産婦、子育て中の人

費用●無料

内容●助産師さんからの育児アドバイスや母乳相談



申込&問合せ●小鹿野庁舎・住民課 子育て包括支援室 ☎75-4101

国民宿舎両神荘休館のお知らせ



国民宿舎両神荘は、下記の期間中全館休館とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、休館期間中も、電話予約(8:00~17:00)とレンタサイクル貸出(9:00~17:00)は受け付けています。

休館期間●1月9日(水)10:00~12日(土)15:00

問合せ●国民宿舎両神荘 ☎79-1221